



県 紋 章

つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和8年8月4日（火） 第10419号

目 次

ページ

規 則

○群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生涯学習課）	2
---	---

告 示

○道路の区域変更（道路管理課）	3
○道路の供用開始（同）	3
○道路の区域変更（同）	4
○道路の供用開始（同）	4
○道路の区域変更（同）	4
○道路の供用開始（同）	5
○道路の区域変更（同）	5
○道路の供用開始（同）	6

公 告

○道路位置の指定（建築課）	6
○開発工事の完了（同）	6

■ 規 則

群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月四日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第五十七号

群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十七年群馬県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「交付」の下に「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第四項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第二十八条第二項の規定による指定難病にかかっている旨の証明又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の三第七項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第十九条の二十二第四項の規定による小児慢性特定疾病にかかっている旨の証明」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和八年九月一日から施行する。
- 2 改正後の第六条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日以後の群馬県青少年会館の使用について適用し、同日前の群馬県青少年会館の使用については、なお従前の例による。

■ 告 示

◎群馬県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月4日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	120号	沼田市利根町平川字牧野地 1490番の1地先から同 市同字牧野地前原1480 番の1地先まで	前	12.0～23.3	237.0
			後	14.2～26.7	237.0
		沼田市利根町平川字牧野地 前原1452番の6地先から 同市同字同1452番の 14地先まで	前	9.8～15.5	169.4
			後	10.7～16.4	169.4
		沼田市利根町平川字折越1 271番の8地先から同市 同字同1272番の2地先 まで	前	8.4～15.9	75.6
			後	8.4～16.5	75.6

◎群馬県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月4日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	120号	沼田市利根町平川字牧野地1490番の1地先から 同市同字牧野地前原1480番の1地先まで	令和8年8月4日
		沼田市利根町平川字牧野地前原1452番の6地先 から同市同字同1452番の14地先まで	
		沼田市利根町平川字折越1271番の8地先から同 市同字同1272番の2地先まで	

◎群馬県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月4日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	401号	沼田市利根町平川字牧野地 1490番の1地先から同 市同字牧野地前原1480 番の1地先まで	前	12.0～23.3	237.0
			後	14.2～26.7	237.0
		沼田市利根町平川字牧野地 前原1452番の6地先か ら同市同字同1452番の 14地先まで	前	9.8～15.5	169.4
			後	10.7～16.4	169.4
		沼田市利根町平川字折越1 271番の8地先から同市 同字同1272番の2地先 まで	前	8.4～15.9	75.6
			後	8.4～16.5	75.6

◎群馬県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月4日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	401号	沼田市利根町平川字牧野地1490番の1地先から 同市同字牧野地前原1480番の1地先まで	令和8年8月4日
		沼田市利根町平川字牧野地前原1452番の6地先 から同市同字同1452番の14地先まで	
		沼田市利根町平川字折越1271番の8地先から同 市同字同1272番の2地先まで	

◎群馬県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月4日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	沼田檜枝岐線	沼田市利根町平川字牧野地前原1480番の1地先から同市同字牧野地1490番の1地先まで	前	12.0～23.3	237.0
			後	14.2～26.7	237.0
		沼田市利根町平川字牧野地前原1452番の14地先から同市同字同1452番の6地先まで	前	9.8～15.5	169.4
			後	10.7～16.4	169.4
		沼田市利根町平川字折越1272番の2地先から同市同字同1271番の8地先まで	前	8.4～15.9	75.6
			後	8.4～16.5	75.6

◎群馬県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月4日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	沼田檜枝岐線	沼田市利根町平川字牧野地前原1480番の1地先から同市同字牧野地1490番の1地先まで	令和8年8月4日
		沼田市利根町平川字牧野地前原1452番の14地先から同市同字同1452番の6地先まで	
		沼田市利根町平川字折越1272番の2地先から同市同字同1271番の8地先まで	

◎群馬県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月4日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	富岡神流線	甘楽郡甘楽町大字秋畑字片角800番の1地先から同郡同町大字同字同802番の3地先まで	前	12.1～25.1	61.3
			後	29.6～39.8	61.3

◎群馬県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月4日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	富岡神流線	甘楽郡甘楽町大字秋畑字片角800番の1地先から同郡同町大字同字同802番の3地先まで	令和8年8月4日

■ 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和8年8月4日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	指定に係る 道路の種類	指定に係る 道路の位置	指定に係る道路 の延長及び幅員 メートル	指 定 番 号 指定年月日
1	法第42条第1 項第5号に規定 する道路	北群馬郡吉岡町大字下野 田字愛倉724-1	延長 58.10 幅員 6.20 有効幅員 6.07	群馬県指令前土第304-5号 令和8年7月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年8月4日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町斗合田359-3、360-3	邑楽郡明和町斗合田359番地1 飯島淳
2	佐波郡玉村町大字上之手1811-16、1811-17	高崎市菅谷町110番地2 メゾンドフルール102号 片渕勇貴、片渕仁美

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111